

令和4年度鳥取県手話施策推進協議会〔第1回〕 次第

日時：令和4年11月8日（火）午後2時～午後4時

場所：鳥取県立図書館大研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について …資料1・2

4 議 事

鳥取県手話施策推進計画の見直しについて …資料3・4

5 その他

6 閉 会

鳥取県手話施策推進協議会 委員等名簿

令和4年6月10日現在

区分	所属等	職名	氏名	備考
当事者団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	事務局長	石橋 大吾	
	鳥取県東部聴覚障がい者センター	相談員	下堂 蘭 里美	
関係者団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部	運営委員	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	会長	田中 優子	
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	事務局次長 兼総務部長	今岡 誠一	
事業者	パナソニック アソシエイツ鳥取株式会社	代表取締役 社長	山田 哲	
教育	(前) 鳥取県立鳥取聾学校	前校長	三王寺 孝子	
	岩美中学校	教諭	大塩 晋	

委員任期：令和2年6月17日から令和5年6月16日まで

オブザーバー	鳥取市福祉部障がい福祉課	課長	田川 新一	
	米子市福祉保健部障がい者支援課	課長	米田 克宏	欠席
	鳥取県立鳥取聾学校	校長	秋田 易子	
	鳥取労働局職業安定部職業対策課	課長	山岡 英之	
	NHK鳥取放送局企画編成部	副部長	宮崎 大寿	欠席
	鳥取県病院局	局長	竹内 和久	
	鳥取県警察本部人材育成課	課長	初田 和也	
	日本財団公益事業部国内事業審査チーム	チームリーダー	杉本 裕子	欠席

事務局	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	課長	中野 淳太郎	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	室長	前田 信彦	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	課長補佐	石田 尚子	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	主事	藤谷 麟歌	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課	課長	小谷 智子	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課	指導主事	中井 暁子	

計画	【実施施策】 【予定施策】	令和3年度取組実績	令和4年度取組状況
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進			
ア 地域、職場等における手話の普及			
【実施施策】			
	・県民向けミニ手話講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度:36回開催、延べ484名受講 平成27年度:36回開催、延べ403名受講 平成28年度:36回開催、延べ221名受講 平成29年度:36回開催、延べ346名受講 平成30年度:36回開催、延べ350名受講 令和元年度:24回開催、延べ298名受講 令和2年度:24回開催、延べ288名受講 令和3年度:24回開催、延べ330名受講 ※「気軽に筆談セミナー」 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度:12回開催、延べ85名受講 令和2年度:12回開催、延べ153名受講 令和3年度:12回開催、延べ128名受講 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子ミニ手話講座やミニ手話講座を各圏域で開催する。 ※「気軽に筆談セミナー」を12回開催
	・手話学習会開催事業費等補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○手話学習会の開催経費支援。 ○平成27年度から企業等の事業者に加えて、10名以上の手話学習グループを補助対象に追加。学校PTAや地域住民を対象とした手話学習会が開催されるなど、地域や職場で手話を学ぶ取組が拡大している。 ○手話検定等を受験する県民、企業等に補助金(受験料の1/2)を交付している。 ○平成30年度から鳥取県社会福祉協議会を通じた間接補助事業に組替。 平成26年度:11件申請、36回開催・延べ471名受講 平成27年度:16件申請、40回開催・延べ784名受講 平成28年度:19件申請、74回開催・延べ1,609名受講 平成29年度:21件申請、87回開催・延べ1,847名受講 平成30年度:31件申請、101回開催・延べ2,137名受講 令和元年度:29件申請、85回開催・延べ1,878名受講 令和2年度:12件申請、25回開催・延べ416名受講 令和3年度:13件申請、29回開催・延べ291名受講 <ul style="list-style-type: none"> ○手話検定等の受験料支援 平成29年度から企業等の事業者に加え、県民を対象にした制度に改正。 平成29年度:25名(一部複数級受験あり) 平成30年度:57名 令和元年度:68名 令和2年度:0名 (コロナ感染拡大のため試験が中止・延期となった関係) 令和3年度:57名 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話学習会を開催する企業等、10名以上のグループ単位で開催する手話学習会に補助金を交付する。
	・手話サークル等助成事業費補助金	○鳥取県手話サークル連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援。	○鳥取県手話サークル連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援する。
	・手話パフォーマンス甲子園の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○全国から集まった高校生チームが手話によるパフォーマンスを披露する大会を実施。幅広い世代への手話の普及につながった。 第1回大会:平成26年11月23日(県民ふれあい会館) 41チーム参加申込、20チームが本大会出場。 第2回大会:平成27年9月22日(米子市公会堂) 47チーム参加申込、20チームが本大会出場。 第3回大会:平成28年9月25日(倉吉未来中心) 61チーム参加申込、20チームが本大会出場。 第4回大会:平成29年10月1日(とりぎん文化会館) 54チーム参加申込、20チームが本大会出場。 第5回大会:平成30年10月7日(米子コンベンションセンター) 62チーム参加申込、20チームが本大会出場。 第6回大会:令和元年9月29日(とりぎん文化会館) 57チーム参加申込、15チームが本大会出場。 第7回大会:令和2年9月27日(WEB開催) 34チーム参加申込、15チームが本大会出場 第8回大会:令和3年10月3日(WEB開催) 53チーム参加申込、15チームが本大会出場 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話パフォーマンス甲子園を開催 第9回大会 令和4年9月25日(倉吉未来中心) YouTubeライブ配信 60チーム参加申込 15チームが本大会出場
	・手話啓発イベントへの助成	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県聴覚障害者協会が開催した「2021年度とっとり手話まつりinゆりはま」の運営費に対し助成した。 令和3年12月12日(日)ハワイアロハホール 内容:報告(とつとりの手話を創り、守り、伝える事業)公演(マジックショー)等 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県聴覚障害者協会が開催する「2022年度とっとり手話まつりinとっとり」の運営費に対して助成する。

イ 教育における手話の普及

【実施施策】

<p>・手話普及支援員派遣制度(手話普及コーディネーターの配置を含む)</p>	<p>○手話普及コーディネーターが調整し、各学校・園へ手話普及支援員を派遣し、学校での手話学習を協力サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度:136回、延べ231人派遣 ・平成27年度:239回、延べ493人派遣 ・平成28年度:234回、延べ580人派遣 ・平成29年度:379回、延べ879人派遣 ・平成30年度:431回、延べ965人派遣 ・令和元年度:111校、延べ761人派遣 ・令和2年度:113校、延べ648人派遣 ・令和3年度:114校、延べ653人派遣 (R1から派遣学校数を掲載) 	<p>○手話普及コーディネーターが調整し、各学校・園へ手話普及支援員を派遣し、学校での手話学習を協力サポート。</p>
<p>・手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進</p>	<p>○平成26年度の県内全小中高校の児童生徒へハンドブックを配布。平成27年度からは小学校新1年生分のハンドブックを増版・配布。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度:4,861冊 ・平成28年度:4,933冊 ・平成29年度:4,783冊 ・平成30年度:5,027冊 ・令和元年度:4,679冊 ・令和2年度:4,816冊 ・令和3年度:5,020冊 <p>○手話言語条例学習教材「AKASHI」(副読本・DVD)を作成・配布。令和元年度からは中学校新1年生分の副読本を増版・配布。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度:副読本:32,300冊 (全中高生徒、各学校、地教委) DVD:140本 (中・高・特別支援学校、地教委) ・令和元年度:5,125冊 ・令和2年度:5,025冊 ・令和3年度:5,012冊 	<p>○小学校新1年生分のハンドブックをデジタル化して配布予定。 ○中学校新1年生分の手話言語条例学習教材「AKASHI」(副読本)PDF版を配布予定。 ○「手話チャレ」レベル2～5を作成予定。</p>
<p>・聾学校との交流学习の推進</p>	<p>○聾学校のある地域の学校との交流や在籍幼児児童生徒の居住地の学校との交流、聾学校と難聴学級との交流を実施。</p>	<p>○聾学校のある地域の学校との交流や在籍幼児児童生徒の居住地の学校との交流、聾学校と難聴学級との交流を実施。</p>
<p>・学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定</p>	<p>○全小・中・高・特別支援学校において窓口役を指名(各学校長が指名)。</p>	<p>○全小・中・高・特別支援学校において窓口役を指名(各学校長が指名)。</p>
<p>・私立学校あいサポート教育推進(私立学校手話教育推進事業)</p>	<p>○私立学校手話教育推進事業補助金を活用した学校無し。</p>	<p>○私立学校での手話教育の取組に要する経費(講師謝金、旅費及び教員の研修費用)に対する助成を行う。</p>

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

【実施施策】

<p>・行政職員向け手話講座の開催</p>	<p>○鳥取県職員人材開発センターにより、県・市町村職員向けの手話講座を7月～8月に東・西部地区で各6回開催予定であったが、申込者が最少開催人数に満たず中止。</p>	<p>○鳥取県職員人材開発センターにより、県・市町村職員向けの手話講座をオンラインで実施。</p>
<p>・知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置</p>	<p>○知事定例記者会見、議会中継、新型コロナ対策本部会議等に手話通訳者を配置し、県政情報発信の情報保障を行っている。</p>	<p>○知事定例記者会見、議会中継、新型コロナ対策本部会議等に手話通訳者を配置し、県政情報発信の情報保障を行っている。</p>
<p>・[再掲]手話学習会開催事業費等補助金</p>	<p>[再掲]</p>	<p>[再掲]</p>

<p>・教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上</p>	<p>○教職員手話研修会を実施(月1回程度) ○初任者・転入職員対象の聴覚障がい基礎研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度:本校8回、分校5回 ・平成27年度:本校6回、分校5回 ・平成28年度:本校6回、分校4回 ・平成29年度:本校6回、分校4回 ・平成30年度:本校6回、分校5回 ・令和元年度:本校6回、分校5回 ・令和2年度:本校10回、分校6回 ・令和3年度:本校8回、分校5回 <p>○聾学校で聴覚障がいに関する専門研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度:本校・分校各1回 ・平成27年度:本校・分校各1回 ・平成28年度:本校・分校各1回 ・平成29年度:本校・分校各1回 ・平成30年度:本校1回・分校2回 ・令和元年度:本校2回、分校2回 ・令和2年度:本校1回、分校0回 ・令和3年度:本校3回、分校1回 	<p>○教職員手話研修会を実施(月1回程度)。 ○初任者・転入職員対象の聴覚障がい基礎研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度:本校9回、分校5回 <p>○聾学校において聴覚障がいに関する専門研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度:本校4回、分校1回
-----------------------------	---	--

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

【実施施策】

<p>・遠隔手話通訳サービス(+代理電話支援サービス)</p>	<p>○平成25年度から実施している遠隔手話通訳サービスに加え、平成27年度から電話リレーサービス(代理電話)を開始。電話リレーサービスの利用が多く、難聴者・中途失聴者からも利用申込みがある。令和3年7月から国の公共インフラとして、サービスが開始された。県実施の電話リレーサービスは、令和4年3月31日で終了。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔手話通訳サービス利用件数 令和3年度 18件(平日17件、休日1件) ・電話リレーサービス利用件数 令和3年度 677件(平日636件、休日41件) <p>○新型コロナウイルス感染が疑われる聴覚障がい者が指定医療機関で検査を行う際など、手話通訳者の同行が困難な場合に、遠隔手話通訳サービスができるよう、必要なタブレット端末を整備した。</p>	<p>○鳥取県聴覚障害者協会及び民間事業者に委託し、遠隔手話通訳サービスを実施する。</p>
<p>・ろう者向けICT学習会</p>	<p>○遠隔手話通訳・電話リレーサービスの使用方法について学習会を開催し、利用促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部:令和4年2月11日(金・祝) 参加者24名 ・中部:令和3年10月17日(日) 参加者7名 ・西部:令和4年3月13日(日) 参加者13名 <p>○スマホ教室 新型コロナウイルス感染拡大のため中止</p>	<p>○ろう者等を対象としてICT(情報通信技術)の活用方法等に関する学習会等を開催する。</p>

・[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア

[再掲]

[再掲]

オ ろう者が働きやすい環境づくり

【実施施策】

<p>・聴覚障がい者就労支援事業</p>	<p>○聴覚障がい者が就職活動で面談等を行う場合に、要請に応じて手話通訳者を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29年度 11件(職場見学、面談、実習) ・H30年度 13件(職場見学、面談、実習) ・R元年度 24件(職場見学、面談、実習) ・R2年度 33件(職場見学、面談、実習、就労相談) ・R3年度 21件(職場見学、面談、実習、就労相談、雇用保険手続き) <p>※「手話通訳者養成研修・派遣事業」の手話通訳者派遣とは別事業であり、件数の重複はない。</p>	<p>○聴覚障がい者が就職活動で面談等を行う場合に、要請に応じて手話通訳者を派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 250千円(面談20回、実習20回程度を想定) ・令和4年度実績(5月31日現在) 4件(内容:就労相談・手続き)
----------------------	--	---

カ とつとりの手話の文化的発展

【実施施策】

<p>・とつとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</p>	<p>○とつとりの手話の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資する取組に対して補助金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢ろう者の手話を動画に記録。 ・令和3年12月12日に開催された「とつとり手話まつりinゆりはま」において成果発表が行われ、新たな手話表現等が紹介された。 	<p>○とつとりの手話の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資する取組に対して補助金を交付する。</p>
--------------------------------	--	---

数値目標項目に係る実績

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5 (H35) 目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	41人	42人	53人	54人	54人	56人	60人	63人	65人	各年度当時点の県民登録者数
【関連施策】手話通訳者養成研修事業												
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	4.62人役	4.75人役	4.41人役	4.24人役	4.55人役	4.37人役	4.20人役	4.01人役	4.50人役	
手話通訳者派遣(団体派遣)	461件	693件	1,112件	1,031件	1,048件	897件	890件	867件	531件	695件	1,400件/年	
【関連施策】手話通訳者派遣事業												
手話講座等受講者数	1,242人/半年	→	955人/年	1,187人/年	1,830人/年	2,193人/年	2,487人/年	2,176人/年	704人/年	621人/年	2,500人/年	ミニ手話講座と手話学習会との参加者数
※開催回数 39回 52回 76回 110回 123回 137回 109回 49回 53回												
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金												
手話等に対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催												
学校における手話の取組の実施率	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定												

(参考1) 登録手話奉仕員数 平成26年度：72人、平成27年度：75人、平成28年度：76人、平成29年度：80人、平成30年度：83人、令和元年度：100人、令和2年度：112人、令和3年度：107人

令和3年度における手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策の取組について

令和4年4月1日

障がい福祉課

1 健康管理講習会の開催（インターネット動画配信）

- (1) 名称 手話通訳者等の頸肩腕障がいを予防するための健康管理講習会
 (2) 目的 県に登録されている手話通訳者等の健康保持と手話通訳事業等の健全な運営を確保するため、手話通訳者等の頸肩腕障がいと予防対策の必要性に対する理解を深める。
 (3) 視聴期間 令和4年3月7日（月）～令和4年3月21日（月）
 (4) 内容

区分	内容	講師
前半	手話通訳者等の頸肩腕障がいの基礎知識と予防対策（35分）	鳥取大学医学部 健康政策医学分野 教授 黒沢洋一氏
後半	手話通訳者等のためのストレッチ体操（20分）	全国手話通訳問題研究会鳥取支部 健康対策部 国広 生久代 氏

- (5) 対象者 県登録の手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員、ろう者、盲ろう者、その他手話通訳及び要約筆記を利用する者等
 (6) 視聴回数 226回

2 頸肩腕障がい予防に関する健康診断の実施

(1) 一次健診（スクリーニング）

- ア 委託先 公益財団法人中国労働衛生協会鳥取検診所（鳥取市）
 担当医：黒沢 洋一 氏（鳥取大学医学部健康政策医学分野教授）
 イ 時期 令和3年10月下旬～令和4年1月中旬
 ウ 内容 健康調査票によるスクリーニング
 エ 対象者 県に登録された手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員及び盲ろう者向け通訳・介助員（324名）
 オ 受診者 154名
 カ 結果 二次健診の受診は不要 135名
 二次健診の受診が必要 19名
 ※昨年度受診者：149名（うち、二次健診の受診必要：20名）

(2) 二次健診

- ア 委託先 公益財団法人中国労働衛生協会鳥取検診所
 担当医：黒沢 洋一 氏（鳥取大学医学部健康政策医学分野教授）
 イ 日時 令和4年1月28日（金）
 ウ 場所 鳥取県中部総合事務所 第202会議室ほか（倉吉市東巖城町2）

エ 内 容

検 査	握力計による瞬発握力検査
	指の筋力（つまみ力）検査
	タッピング検査
	振動覚いき値検査
	脳疲労度検査
	血圧測定
診 察	産業医による視診・触診・指導

オ 受診者 一次健診の結果、二次健診の受診が必要と診断された者

7名（二次健診対象者19名） ※昨年度11名（20名対象）

※未受診者の理由：仕事や家庭の都合、既に治療中、受診する意思がない等

カ 結果

受診者には要治療者（C）や大きな問題のある者はいなかった

異常なし（A1）	1名
軽度所見（A2）	2名
要観察1（B1）	2名
要観察2（B2）	1名
要治療（C）	なし
要管理1（R）	なし
要管理2（T）	1名
計	7名

1. 医師の診断及び医師の意見(管理区分)

診断区分	医師の診断	管理区分	医師の意見(参考)
異常なし	今回の健診では異常を認めません。	A1	特に措置を必要としない。
軽度所見	わずかに所見がありますが、明らかな当該因子による異常を認めません。	A2	特に措置を必要としない。
要観察 1	当該因子によるか又はその疑いのある異常を認めます。二次健診(精密検査)の必要はありません。	B1	必要に応じた当該業務の就業上の注意等の措置を行なう。
要精密	当該因子によるか又はその疑いのある中等度以上の異常を認めます。二次健診(精密検査)をお受けください。	要二次	医師が必要と認める二次健診(精密検査)を行なう。
要観察 2	二次健診(精密検査)の結果、当該因子による疑いのある異常を認めます。治療の必要はありませんが、指示・指導事項をお守りください。	B2	必要に応じた当該業務への就業制限等の措置を行なうとともに、医師が指定した期間に必要な検査を行なう。
要治療	二次健診(精密検査)の結果、当該因子による異常を認めます。治療をお受けください。	C	治療を実施するとともに、医師が許可するまでは当該業務への就業禁止等の措置を行なう。
要管理 1	当該業務に就業することにより増悪する恐れのある異常疾病を認めます。医師に相談してください。	R	該当する異常・疾病に対する治療等を行なうとともに必要に応じて当該業務への就業制限等の措置を行なう。
要管理 2	当該業務以外の原因による異常・疾病を認めます。医師に相談してください。	T	該当する異常・疾病に対する治療等の措置を行なう。

手話関連基本データ (障がい福祉課)

1 鳥取県内のろう者数 (推定値)

身体障害者手帳所持者数 (聴覚機能障がい) 2,555名 (令和4年3月末) ←うち、ろう者は約500名と推定

2 鳥取県内の登録手話通訳者数等 (年度末時点)

(1) 手話通訳者 (単位:人)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
32	35	41	42	53	54	54	56	60	63

(2) 手話奉仕員 (単位:人)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
53	58	72	78	76	80	90	100	112	107

3 手話通訳者派遣事業 (団体派遣) の状況 (単位:件)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
461	693	1,112	1,031	1,049	897	890	867	531	695

※講演会等の派遣のみ。個人派遣は含まない。

(参考) 要約筆記者派遣事業 (団体派遣) の状況 (単位:件)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
90	94	146	164	185	194	184	202	118	163

※講演会等の派遣のみ。個人派遣は含まない。

4 手話通訳者養成研修等の状況

(1) 手話通訳者登録試験受験者・合格者数

	受験者数	合格者数	合格率
H24年度	12	3	25%
H25年度	12	4	33%
H26年度	17	2	12%
H27年度	28	11	39%
H28年度	13	1	8%
H29年度	14	1	7%
H30年度	15	4	26%
R1年度	14	4	29%
R2年度	13	3	23%
R3年度	10	2	20%

(2) 手話通訳者養成研修修了者数

	基本課程 (通訳Ⅰ)	応用課程 (通訳Ⅱ)	(通訳Ⅲ)
H24年度	7	7	—
H25年度	9	4	—
H26年度	15	10	—
H27年度	13	12	—
H28年度	8	9	—
H29年度	5	5	7
H30年度	8	8	5
R1年度	18	8	7
R2年度	10	15	4
R3年度	5	6	8

※
H26年度～基本課程を通訳Ⅰに変更
H27年度～応用課程を通訳Ⅱに変更
H29年度～通訳Ⅲを設置

(3) 手話奉仕員登録試験受験者・合格者数

	受験者数	合格者数	合格率
H24年度	38	10	26%
H25年度	26	11	42%
H26年度	42	20	48%
H27年度	32	11	48%
H28年度	38	12	32%
H29年度	40	8	20%
H30年度	39	15	38%
R1年度	31	17	55%
R2年度	62	21	34%
R3年度	24	9	38%

(4) 手話奉仕員養成研修修了者数

	入門課程（入門編）	基礎課程（基礎編）
H24年度	45	9
H25年度	76	32
H26年度	96	44
H27年度	85	69
H28年度	83	66
H29年度	47	52
H30年度	77	33
R1年度	62	49
R2年度	32	33
R3年度	37	27

※
平成26年度～入門課程を入門編に、
平成27年度～基礎課程を基礎編に改称
令和2年度～新型コロナウイルス対策のため、
2会場の各定員を40名から20名に変更。

(5) ミニ手話講座受講者数

	開催回数	受講者数
H25年度	12	302
H26年度	36	484
H27年度	36	403
H28年度	36	221
H29年度	36	346
H30年度	36	350
R1年度	24	298
R2年度	24	288
R3年度	24	330
合計	264	3,022

※令和元年度～「気軽に筆談セミナー」を12回開催
(令和2年度153名、令和3年度128名参加)

(6) 手話学習会補助金の活用実績

	申請件数	開催回数	受講者数
H25年度	15	27	940
H26年度	11	36	471
H27年度	16	40	784
H28年度	19	74	1,609
H29年度	21	87	1,847
H30年度	31	101	2,137
R1年度	29	85	1,878
R2年度	12	25	416
R3年度	13	29	291
合計	167	504	10,373

※
平成27年度～企業等の事業者に加えて、10人以上の手話学習グループを補助対象に追加

5 遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス

(1) 利用実績

	遠隔手話通訳サービス			電話リレーサービス			備 考
	利用件数			利用件数			
	平日	休日	合計	平日	休日	合計	
H25年度 (12月～)	33件	—	33件	—	—	—	12月 遠隔手話通訳サービス開始 県庁、障がい福祉課に端末設置
H26年度	59件	22件	81件	—	—	—	6月 駅・バスターミナルに端末設置 8月 土日祝日もサービス提供開始 12月 県立図書館に端末設置
H27年度	11件	23件	34件	238件	39件	277件	4月 電話リレーサービス開始
H28年度	53件	19件	72件	435件	55件	490件	
H29年度	34件	1件	35件	409件	45件	454件	
H30年度	21件	16件	37件	408件	62件	470件	
令和元年度	24件	10件	34件	412件	39件	451件	
R2年度	19件	11件	30件	472件	67件	539件	6月 県内7医療機関、東中西部聴覚障がい者センターに端末設置（新型コロナ用）
R3年度	17件	1件	18件	636件	41件	677件	
合 計	271件	103件	374件	3,010件	348件	3,358件	

(2) 利用登録者数（令和4年3月末）

遠隔手話70名、電話リレー86名

※令和3年7月から国の公共インフラとしてサービス開始。（提供機関は（一財）日本財団電話リレーサービス。）県の電話リレーサービスは、令和4年3月末をもって終了

6 手話通訳トレーナー

(1) 稼働件数

	稼働件数	通訳者	奉仕員
H26年度	61	139	345
H27年度	106	100	121
H28年度	120	120	134
H29年度	121	100	170
H30年度	135	145	196
R元年度	148	138	192
R2年度	75	60	148
R3年度	106	104	124

※別途Web 学習会実施

R2年度：1,764回 通訳者5名、奉仕員46名

R3年度：2,045回 通訳者8名、奉仕員41名

特別支援教育課

○教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上のための教職員手話研修会の開催状況

学校・園の要請に応じて、鳥取聾学校のろうの教職員による出前講座や特別支援教育コーディネーターによる学習支援等を行っている。

<令和3年度>

実施校…国府中、倉吉東中、福米中、鳥取商業高校、鳥取緑風高校等

内 容…児童生徒や教職員を対象にした、聴覚障がい理解や手話に関するもの

○手話普及支援員派遣制度の活用状況の実績

項 目	R3 年度	R2 年度
手話普及支援員を派遣した学校数	114 校	113 校
手話普及支援員の派遣実人数	66 人	69 人
手話普及支援員の派遣延べ人数	653 人	648 人

○県立高校での手話授業の状況（岩美高校、米子高校）

【岩美高校】

・平成29年度 学校設定科目「手話基礎1」開設（福祉類型2年 必修科目）

・平成30年度 学校設定科目「手話基礎2」開設（福祉類型3年 必修科目）

「手話基礎1」→「手話言語基礎1」に科目名変更

・令和元年度 「手話基礎2」→「手話言語基礎2」に科目名変更

岩美高校教員＋鳥取聾学校教員＋手話普及支援員の体制

・令和2年度 「手話言語基礎1」岩美高校教員＋手話普及支援員

「手話言語基礎2」岩美高校教員＋非常勤講師

・令和3年度～「手話言語基礎1」岩美高校教員＋手話普及支援員

「手話言語基礎2」岩美高校教員＋手話普及支援員

必要に応じて、鳥取聾学校教員等をゲストティーチャーで招聘

※「手話言語基礎1」では聴覚障がいや手話に関する基礎的な学習や鳥取聾学校の生徒との交流を行う。

※「手話言語基礎2」では、聴覚障がいや手話に関する理解を深め、鳥取聾学校の生徒や、ろうの高齢者との交流を行う。

【米子高校】

・平成30年度 学校設定科目「手話言語」開設（3年 選択科目）

米子高校教員＋手話普及支援員の指導体制

・令和元年度～ 米子高校教員＋鳥取聾学校ひまわり分校教員

※聴覚障がいや手話に関する基礎的な学習や鳥取聾学校ひまわり分校幼児との交流を行う。

○教職員の健康対策

→鳥取聾学校の教職員から頸肩腕症候群等の報告は無い。

令和4年度関連予算

※当初予算額欄（ ）内は前年度予算額。

【障がい福祉課】

① 手話の普及

(単位:千円)

令和4年度当初予算			摘要
区分	事業内容	当初予算額	
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。	1,660 (1,660)	
手話学習会等補助金	企業等が開催する手話学習会開催経費等に係る補助金。	1,350 (1,350)	
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金。	600 (600)	
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金。	800 (800)	
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金。	65 (65)	
合計		4,475 (4,475)	

② 手話を使いやすい環境整備

(単位:千円)

令和4年度当初予算			摘要
区分	事業内容	当初予算額	
遠隔手話通訳サービス	遠隔手話通訳サービスを実施する。また、ICT技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向けICT学習会を開催するとともに、手話通訳者のレベルアップを図るため、研修への派遣を行う。	4,569 (12,451)	
音声文字変換システム	手話に慣れていない難聴者のコミュニケーションを支援するため、聞こえる人の音声文字を変換して表示するシステムを運用する。	885 (885)	
手話通訳士試験受験料の補助	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料支援	110 (110)	
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。	7,039 (7,039)	
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。	32,200 (32,109)	
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。	10,829 (10,495)	
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,253 (1,253)	
手話通訳者の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する検診を受けた場合に、その自己負担分を県が全額助成する。	1,605 (1,605)	
鳥取県手話施策推進協議会の経費	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費。	372 (372)	
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金	100 (100)	

聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	32,395 (24,125)	
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費補助	100 (100)	
合 計		91,457 (90,644)	

③ コミュニケーション支援事業

(単位:千円)

令和4年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	当初予算額	
居場所づくりへの支援	地域住民と交流できるサロンを設置し、障がい者が孤立化しないよう交流機会を提供する取組に支援する。	500 (1,000)	
難聴者等向けコミュニケーション学習会への支援	手話に苦手意識を持つ難聴者等やその家族を対象に手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催するための補助金。	425 (425)	
(新)中国地区ろうあ者大会、中四国地区ろうあ者体育大会開催補助	第67回中国地区ろうあ者大会・第14回中四国ろうあ者体育大会開催に対する補助金	500 (0)	
合 計		1,425 (1,425)	

④ 手話パフォーマンス甲子園開催事業

(単位:千円)

令和4年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	当初予算額	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	手話パフォーマンス甲子園の開催に係る経費。(奉迎に係る経費も含む。)	25,130 (25,178)	

⑤ 聴覚障がい者センター関連経費

(単位:千円)

令和4年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	当初予算額	
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,977 (3,961)	

⑥ 要約筆記事業

(単位:千円)

令和4年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	当初予算額	
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。また、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。	10,683 (10,683)	
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	10,892 (8,376)	
合 計		21,575 (19,059)	

⑦ 難聴者向けスピーカーの整備

(単位：千円)

令和4年度当初予算			摘要
区分	事業内容	当初予算額	
難聴者向けスピーカーの整備	ヒアリンググループに対応していない補聴器を利用している難聴者への情報保障のため、スピーカーを購入し、貸出を行う。	763 (341)	

⑧ 県立バリアフリー美術館の創立

(単位：千円)

令和4年度5月補正予算			摘要
区分	事業内容	補正予算額	
(新)とっとりデジタル田園都市推進事業(「鳥取県立バリアフリー美術館」創立事業)	障がいのある人たちの優れたアート作品を誰でも・何時でも鑑賞できる環境をバリアフリー美術館として整備する。	36,521 (0)	

⑨ アクセシビリティ・コミュニケーションの向上

(単位：千円)

令和4年度9月補正予算			摘要
区分	事業内容	補正予算額	
(新)障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション向上支援事業	透明ディスプレイ「レルクリア」設置を推進するほか、電話リレーサービスの利用を促進する。	6,848 (0)	

【特別支援教育課】

①鳥取聾学校における取組

(単位：千円)

令和4年度当初予算			摘要
区分	事業内容	当初予算額	
聴覚障がい基礎研修会の開催	初任者・転入職員対象の研修会を開催する。	23 (23)	
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	聴覚障がいに関する専門性向上のための研修会を開催する。	262 (152)	
手話講座の開催	教職員及び寄宿舍指導員対象の手話講座を開催する。	144 (126)	
手話講座等への参加経費の助成	教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費を助成する。	120 (120)	
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助する。	367 (354)	
手話通訳者の派遣	校内委員会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。	1,102 (1,079)	
合計		2,018 (1,940)	

②地域における取組

(単位：千円)

令和4年度当初予算			摘要
区分	事業内容	当初予算額	
ICTを活用した手話パワーアップ事業	・児童用手話検定の開発チームを発足し、手話ハンドブックをもとにした検定の開発と試験的な実施を行う。 ・手話学習を実施する小・中・高・特別支援学校と聾学校をオンラインでつなぎ、手話普及支援員による遠隔手話学習支援を実施する。 ・手話ハンドブック（冊子）のデジタル化を行う。	452 (810)	
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター及び手話普及支援員（ボランティア）を配置し、学校への派遣を行う。	3,121 (3,325)	
手話学習教材の配布	手話ハンドブック（小学校1年生等）及び手話言語条例学習教材「AKASHI～証～」（中学校新1年生）を配付し手話言語への興味関心や学びを深める。	0 (1,005)	
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。	165 (165)	
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助する。	130 (130)	
合計		3,868 (5,435)	

鳥取県手話施策推進計画の見直しの方向性・ポイントに関する御意見等について

項目	御意見等	現状	対応方針
<p>(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進 ア 地域、職場等における手話の普及</p>	<p>(2) ウ鳥取豊学校・難聴学級における「手話による教育」の推進の実施施策である「手話検定等受験料助成制度」を(1)アの項目に追加してはどうか。実際にこの制度を利用している人がいる。[国広委員]</p>	<p>・手話検定等受験料助成制度は、平成25年10月制定時は、企業等を対象としていたが、平成29年度より県民も対象として内容を拡充している。(また、平成30年度から鳥取県社会福祉協議会を窓口としている。)</p>	<p>・手話検定等受験料助成制度の取扱いについて、今後の計画の見直しの中で、次期計画への掲載について検討していく。(鳥取豊学校・難聴学級の範疇に限定しない。)</p>
<p>(同上)</p>	<p>地域では余程のきっかけがなければ、まだまだ情報が伝わりにくいように感じる。より一層、新聞やテレビ等のメディアを活用して、色々なニュースや情報提供がなされると理解・関心ともに高まるのではないかと感じている。[三王寺委員]</p>	<p>・全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催、手話学習会開催補助金の紹介について、新聞やテレビ等のメディアを活用している。 ・県広報課の新聞広告「鳥取県からのお知らせ」欄などを活用しており、今年度は、令和4年5月手話通訳士試験受験料補助金の紹介、令和4年8月手話奉仕員養成講習会の募集を掲載し、県民への周知を図っている。</p>	<p>・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を念頭に置きつつ、今後の計画の見直しの中で具体的な取組を検討していく。</p>
<p>(同上)</p>	<p>手話を使う機会が地域ではほとんどないため、普及のためには、手話を使ってみる場面を意図的に作っていく何かしらの策が必要ではないかと感じている。[三王寺委員]</p>	<p>・手話学習初心者を対象とした県民向けのミニ手話講座を開催している。</p>	<p>・あいさポート運動のPRや各種の手話関係のイベント等を通じて手話の普及の機運を高めていくとともに、学校の授業等で手話に触れる機会を作っていく。</p>
<p>イ 教育における手話の普及</p>	<p>予定施策が実施されているのであれば、実施施策へ変更してはどうか。児童用手話検定が実施予定であれば、項目として取り上げてはどうか。[国広委員]</p>	<p>・「学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定」については、既に、全小・中・高・特別支援学校において、各学校長が窓口役を指名している。 ・児童用手話検定については、令和4年6月から始まっている。</p>	<p>・「学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定」については、実施施策として扱う。 ・児童用手話検定についても、次期計画への掲載について検討していく。</p>

(同上)	<p>積極的に支援活動をしたいろいろな方もおられるが聞こえている方による派遣が中心になって聞きたい。予算の関係があるようなら予算を増やす努力も必要なのではと思う。[田中委員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の依頼内容に基づき手話普及支援員を派遣。 令和3年度は、延べ653人(うち、ろう者155人)を派遣。 派遣延べ人数のうち、ろう者の割合は、R1 21.9%→R3 23.7%に増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の依頼内容に基づき手話普及支援員の派遣調整を行っており、できる限りろう者の派遣するよう心掛けている。幅広くろう者の手話普及支援員に活躍してもらえよう調整を心掛ける。
(同上)	<p>普及支援員の研修が開催されていないと聞いた。普及支援員の学習レベルもままちの状況であれば、なおさら最低でも年1回の研修は必要だと思う。(意見交換とは別で考えてほしい。)[田中委員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度3月に手話普及支援員情報交換会を開催し、全県の手話言語学習の実施状況や成果と課題について意見交換している。 令和2年度の情報交換会では、手話普及支援員の意見を踏まえ授業研究を行い、好評だった。 令和3年度情報交換会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とし、手話普及支援員へのアンケートで意見を吸い上げた。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年手話普及支援員情報交換会で、ミニ授業研究を実施していく。
(同上)	<p>手話ハンドブック作成は良いが活用状況についての検証も必要と思う。[田中委員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度3月に県内の小、中、高、特別支援学校を対象に手話言語に関する学習状況調査を実施。 手話言語に関する教材や手話普及支援員の活用状況、成果と課題等について調査している。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度実施している手話言語に関する学習状況調査(対象：小、中、高、特別支援学校)を引き続き実施し、手話ハンドブックを含む各校の取組状況を把握していく。
(同上)	<p>小学生用の手話検定の進行状況を教えて欲しい。[三王寺委員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」を作成し、令和4年6月からレベル1の運用開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中にレベル2～5、令和5年度にレベル6～10を作成予定。
(同上)	<p>これまで同様の内容の継続の方向で。加えることとしては、県独自の検定について周知を図り、緩やかに受検者を増やしていく方向で。[大塩委員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」を作成し、令和4年6月からレベル1の運用開始。 教職員については、手話講座の受講や手話技能検定の受検に係る費用を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の計画の見直しの中で、今後にも必要な従来からの事業を精査していく。 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」についても、周知、普及を進めていく。

<p>ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信</p>	<p>ニュースやCMで手話を目にする機会は鳥取県では多いのではないかと感じる。広く情報を伝えるためには、手話通訳をつけるのが当たり前というところが徹底するともっと普及するのではないかと思う。[三王寺委員]</p>	<p>・ 県議会では、平成24年6月議会から本会議生中継での手話通訳を実施。知事定例記者会見でも、平成25年10月17日の会見から手話通訳者を配置。 ・ 県が主催する一定規模以上のイベントには、平成25年11月から、原則として手話通訳者又は要約筆記者若しくはその両方を配置。 ※一定規模以上：参加予定者が概ね200人を超える場合</p>	<p>・ 鳥取県内では既に左欄の取組が進められていたが、今年度障害者情報アクセスIBILITY・コミュニケーション施策推進法が制定されたことにより、障がい者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようになるための意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上や、円滑な意思疎通のための取組を支援することが、法的にも国及び地方公共団体の責務となった。 ・ 今後、全国的にもご意見に沿った取組が進められるものと考えられるが、鳥取県としても、障がい者の情報アクセスのモデル県としての取組を進めていく。</p>
<p>(2) 手話を使いやすい環境整備 ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実 (同上)</p>	<p>派遣件数が多く、手話通訳者の不足が深刻であり、専任講師の配置が必要ではないか。[下堂菌委員]</p>	<p>・ 現在、手話通訳者の養成に係る講師の業務に専念できる者はいない。</p>	<p>・ 手話通訳者の養成・確保を検討していく中で、手話通訳者を養成する専任講師の配置についても、併せて検討していく。</p>
<p>イ 聴覚障がい者相談事業の充実</p>	<p>・ 多様化・専門化に対応するため、現在の研修に更に「専門研修」を取り入れてはどうか。例えば、「手話通訳者専門研修」[国広委員]</p>	<p>・ 令和4年度は、手話通訳者として求められる知識及び手話通訳技術の向上を図ることを目的とした手話通訳者現任研修会を6回計画している。</p>	<p>・ 既存の手話通訳者関係の事業の整理、見直しも含めて、関係者の方々と協議しながら「専門研修」のあり方、事業化について、検討していく</p>
<p>イ 聴覚障がい者相談事業の充実</p>	<p>予定施策の手話学習者等による見守り手話ボランティアについて、聴覚障がい者相談事業の充実ではボランティアではなく公的事業の一つである。そのため、公的事業とボランティアは分けるべきである。 [下堂菌委員]</p>	<p>・ (2) イ聴覚障がい者相談事業の充実に、予定施策として「手話学習者等による見守り手話ボランティア」を掲げている。</p>	<p>・ ボランティアそのものは、個人、民間による自発的な行動であるが、ボランティア活動の支援に行政が関与することもあり、(2)イの中に入れていくもの。 ・ 手話ボランティアについて改めて掲載する場合は、「ボランティアの支援」等公的な関与が分かりやすい書きぶりとなるよう次期計画への掲載について検討していく。</p>

(同上)	<p>【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア(2)エに再掲あり。この項目は現在に至るまで、協議されていない。実施できるか、実施が困難であれば削除するか、協議した方がいいと思う。[国広委員]</p>	<p>・「手話学習者等による見守り手話ボランティア」の取組は未実施の状態。</p>	<p>・「手話学習者等による見守り手話ボランティア」に関する掲載の是非について検討していく。</p>
(同上)	<p>令和3年度第1回の会議で相談件数と相談区分分けの件数は出たがその中で見える問題点と政策につなげられる内容があればお聞きしたい。[田中委員]</p>	<p>・聴覚障がい者相談事業において、手話をコミュニケーション手段としていない難聴者及び中途失聴者の相談については、きこえない相談員と手話通訳者の2人体制で対応している。</p> <p>H25:2,409件(東部546・中西部1,863) H26:2,380件(東部570・中部860・西部950) H27:2,656件(東部942・中部872・西部842) H28:2,640件(東部837・中部877・西部926) H29:2,520件(東部823・中部820・西部877) H30:2,633件(東部875・中部808・西部950) R1:2,366件(東部910・中部585・西部871) R2:2,652件(東部1,040・中部661・西部951)</p> <p>令和2年度の内訳 家族・家庭 233件、経済・生活 504件、法律 121件、福祉サービス 464件、社会参加・教育 430件、保険・医療 334件、その他 566件</p>	<p>・相談区分から、「経済・生活」や「福祉サービス」といった生活に関する相談が多かったことから、その結果を受け、相談員の方々とも情報を共有しながら必要な施策を検討していく。</p>
(同上)	<p>来年度(令和4年度のこと)開設される相談施設が十分に県民に伝わり、相談事業が充実することを期待している。[三王寺委員]</p>	<p>・きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』が今年7月に鳥取市内で開所した。これまでの相談実績は以下のとおり。</p> <p><体制> センター長1名、相談員兼コーディネーター1名、支援員3名、事務局員1名の計6名</p>	<p>・『きき』の相談事業の充実、県民への周知に向けた取組等については、「きこえない・きこえにくい子どもの支援協議会」にて関係者と方向性を確認しながら進め、次期計画への記載について検討していく。</p>

<p>ウ 鳥取豊学校・難聴学級における「手話による教育」の推進</p>	<p>コロナ禍で学校の様子を知らないが、手話だけでなく色々なコミュニケーション手段があり、学校生活を送っている様子を手話パフォーマンスタ子園で披露できたのがよかった。発表を通して改めて手話の大切さを感じ、校内でも手話による教育を推進されていると感じている。〔三王寺委員〕</p>	<p><内容> きこえ(聴覚)を心配されている家族や関係者からの相談窓口となり、豊学校や医療機関等と連携してサポート。言語発達に関すること、子育てに関することなど様々な相談に対応。(開所から9月末時点までの相談実績は18件)</p>	<p>・手話に関する教育の推進に引き続き務めていく。</p>
<p>エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出</p>	<p>IT機器を使用したICTによるQOLの向上を求めらるる者が多い。実際、手話言語で操作方法を説明してもらえない機会が少なく、基本であるIT機器の操作にまづいてしまいうる者が多いという現状がある。ICT学習会とは別に、手話言語による基本操作の学習がでる機会を提供も考えたほうが良い。〔下堂園委員〕</p>	<p>・鳥取豊学校は、第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園では「全日本ろうあ連盟賞」を受賞し、第9回大会では「鳥取県聴覚障害者協会会長賞」を受賞。</p>	<p>・ろうあ者のICT機器の操作方法の学習機会の確保に向けた所要の事業の実施及び次期計画への掲載について検討していく。</p>

<p>オ</p> <p>ろう者が働きやすい環境づくり</p>	<p>企業等の事業所に対する情報保障を限定的に支援してはどうか。(〇ろう者がきこえると同等に働ける環境を整えるため、情報格差、コミュニケーションエラーを減らすことが必要と考える。〇ろう者は気遣ってなかなか情報保障を求めることなく、我慢している状況にあるため、限定的な支援が必要。) [石橋会長]</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本財団電話リレーサービスが提供している電話リレーサービスには、ろうの従業者がいる企業等のための法人登録制度がある(が、県内では活用されていない)。 ・ろうの方々の意思疎通の機材として、レクリア、遠隔手話サービス用のタブレット等を県として整備している。 ・あいサポート運動の取組の一環として、企業等に対し、社会的障壁の除去を目的として、障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話リレーサービス、レクリア等意識疎のための機材の普及等に向け、企業だけでなく、市町村にもPRしていく。 ・あいサポート運動をさらなる県内展開を図り、企業等に障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金を活用していただき、ろうの方々を含め、障がいのある方々が働きやすい環境作りを進めていく。
<p>(同上)</p>	<p>就労支援事業の対象範囲(対象者及び具体的な内容)を確認したい。 [下堂菌委員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 聴覚等の障がい者(職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方。障がい者手帳の有無は問わない。) ・内容 就職活動を行う場合等必要に応じて手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び要約筆記奉仕員を派遣する。 ①就職を目的とした企業面談 ②企業側との労働条件等の折衝 ③就労前の職場実習等 	<p>—</p>
<p>(同上)</p>	<p>障がい者の就労・定着支援のための支援員を配置されているが、この方は聞こえない方についてどの程度理解をされているか?大阪ろう就労支援センターの方の話を聞いたことがあるが聞こえない方の生活や特性を知っているからこそその支援をされていた。支援そのものに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定着支援員及びジョブコーチを配置し、障がい者が就業するにあたり、職場に定着して長く働けることを目指して、障がい者と職場の関係づくりを支援している。 ・障がい当事者に対しては、仕事の理解を深める助けをし、障がいをおさえながらどのように仕事に向かえばよいか、安定 	<p>—</p>

	<p>理解がないと手話通訳者が入っても本当の支援にはならないのと思う。[田中委員]</p>	<p>した勤務ができるような生活リズムを見直せばよいかなどへの支援を行っている。事業所に対しては、どのような仕事を担当するのがよいか、どのような指導方法がよいか、どのように関わっていかばよいか、事業所内で障がい者への理解を深める活動、相談体制整備などへの支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部・中部は社会福祉法人鳥取県厚生事業団、西部は社会福祉法人あしーどの職員が従事し、ジョブコーチは、厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者が担当している。 	
<p>カ ひとつの手話の文 化的発展</p>	<p>(委員からの御意見なし)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>共通・その他</p>	<p>7数値目標H35目標を上回っている場合は、令和3年度実績(あるいは令和2年度実績)に基づき、次期計画に反映した方がいいと思う。[国広委員]</p>	<p>・ 数値目標のひとつである登録手話通訳者数は以下のとおり。 H24：32人 → R5目標：65人 令和4年4月13日時点：65人</p>	<p>・ 御意見のとおり、これまでの実績を踏まえ、今後次期計画について整理していく。</p>
<p>(同上)</p>	<p>令和3年度第1回の会議で自動車学校・免許取得等の手話通訳についての意見を言った。その後の動きがあれば教えてほしい。[田中委員]</p>	<p>・ 障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金は、令和4年度より鳥取県社会福祉協議会から事業者へ補助金を交付する体制に変更。</p>	<p>・ 障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱を改正し、令和4年度より、個人の資格取得に係る講座・研修等における手話通訳に係る経費も補助対象としている。</p>

<p>(同上)</p>	<p>障害者差別解消法の改正（3年以上に施行）民間事業者に対してどのような啓発を行っていくのか。 [石橋会長]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は法律改正に合わせて、合理的配慮の事例の紹介や講師を招いての講演などを行うシンポジウムを開催、広く合理的配慮の義務化について周知した。 県内の民間企業に法律の改正について周知を行った。 民間事業者が合理的配慮を行うための費用を一部補助する「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」の大幅な拡充を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は合理的配慮の義務化を理解していただくための研修をオンラインで開催する。 あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業の登録を後押しするとともに、補助金の周知広報を図っている。 合理的配慮の義務化についてのTVCMやネット広告を配信し、広く周知広報を図る。
-------------	---	--	---

鳥取県手話施策推進計画の改正の方向性（案）について

令和 4 年 1 月 8 日

障がい福祉課

- ◎今回の方向性（案）は、現計画の構成に沿って見直しが必要と思われる内容について記載しているものですが、今後、構成の見直しを含め、手話通訳者等の養成確保、現計画策定以降制定された法令に沿った取組などを盛り込んだ計画の改正案を検討していきます。
- ◎また、手話は言語であることを改めて認識し、「手話の普及」を「手話言語の普及」とするなど、所要の表現の修正を行います。

現行計画	改正の方向性（案）
<p>1 計画の位置付け、計画期間</p> <p>(1) 計画の位置付け</p> <p>この計画は、鳥取県手話言語条例（以下条例）といえます。）第 8 条第 1 項に基づき、「手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>平成 2 7 年度から平成 3 5 年度まで</p>	<p>⇒現行どおり。</p> <p>⇒令和 6 年度から令和 1 4 年度まで （必要に応じ、随時見直しを検討）</p>
<p>2 計画の検討経過</p> <p>平成 26 年 3 月 手話施策推進協議会 1...計画案の骨子を検討</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>平成 27 年 3 月 手話施策推進協議会 5...計画案を検討</p>	<p>⇒今後の計画改正の経過を掲載する。</p> <p><参考：今後の予定></p> <p>令和 4 年 11 月 手話施策推進協議会 1...改定計画案の骨子を検討</p> <p>令和 5 年 2 月 手話施策推進協議会 2...改定計画案①を検討 （令和 5 年 6 月 委員改選）</p> <p>令和 5 年 7 月 手話施策推進協議会 3...改定計画案②を検討</p> <p>令和 5 年 11 月 手話施策推進協議会 4...改定計画案の決定</p> <p>令和 5 年 12 月～令和 6 年 1 月 改定計画案に関するパブリックコメントを実施</p> <p>令和 6 年 2 月 手話施策推進協議会 5...改定計画最終案決定</p> <p>令和 6 年 3 月 手話言語施策推進計画（改訂版）の策定</p>
<p>3 計画の理念</p> <p>手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。</p>	<p>⇒「手話の普及」を「手話言語の普及」とするなど、手話は言語であり、独自の言語体系を有する文化的財産であることが明示された表現に修正する。</p>
<p>4 施策の基本的な考え方</p> <p>(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進</p> <p>人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT 全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。</p> <p>手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切に推進します。</p> <p>(2) 手話を使いやすい環境整備</p> <p>ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏ま</p>	<p>⇒（1）（2）とも、以下の法令を反映して修正する。</p> <p>①あいサポート条例（鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例） （基本的な考え方）</p> <p>第 3 条 障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。</p> <p>(1) 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。</p> <p>(2) 障がいを理由とする差別の解消を図ること。</p> <p>(3) 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。</p> <p>(4) 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。</p>

<p>え、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>(5) 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。</p> <p>②障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律） （社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）</p> <p>第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p>③障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律） （国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。 （事業者の責務）</p> <p>第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。 （国民の責務）</p> <p>第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。</p>
---	---

<p>5 施策推進イメージ</p>	<p>⇒「4 施策の基本的な考え方」及び「6 手話施策推進方針」の改正内容を反映して修正する。</p> <p>⇒目標とする「ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重する共生社会の実現」は、改正後の計画でも踏襲する。</p>
-------------------	--

6 手話施策推進方針（※右欄に記載されている内容のほか、「4 施策の基本的な考え方」を反映した全体的な見直しを行う。）

<p>(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進</p>	
<p>ア 地域、職場等における手話の普及</p> <p>ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。</p> <p>また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。</p> <p>さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。</p> <p>【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開</p>	<p>⇒情報提供も含めた手話の普及のあり方について言及し、あいサポート条例や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、改正する。</p> <p>⇒「難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討」は、平成30年度に「難聴者等向けコミュニケーション学習会開催事業費補助制度」が創設されていることから、「検討」を削除し、また、【実施施策】に「難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金」を追加する。</p> <p>⇒【実施施策】に「手話検定等受験料助成制度」を追加</p>

<p>催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等</p>	<p>する。</p>
<p>イ 教育における手話の普及 小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒と一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。 手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくりまします。 【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進等 【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定</p>	<p>⇒【実施施策】に「鳥取県版児童用検定手話『手話チャレ』の活用推進」を追加する。 ⇒【予定施策】にある「学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定」を【実施施策】とする。 ⇒その他の所要の見直し、改正を検討する。</p>
<p>ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信 ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。 【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等</p>	<p>⇒障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく地方公共団体の責務を果たせる取組や、障がい者の情報アクセスのモデル県としての取組を進める内容で改正を検討する。</p>
<p>(2) 手話を使いやすい環境整備</p>	
<p>ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実 正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。 また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。 一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。 【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等</p>	<p>⇒【実施施策】について、現在の計画の取組を継続していくほか、手話言語の多様化・専門化に対応するための研修について、既存の手話通訳者関係の事業の整理、見直しも含めて、関係者の方々と協議しながら研修のあり方、事業化を検討していく。また、オンラインの活用も視野に入れるなど、より多くの方々が研修に参加しやすい施策についても検討していく。</p>
<p>イ 聴覚障がい者相談事業の充実 手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。 また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。 【実施施策】聴覚障がい者相談員 【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア</p>	<p>⇒【実施施策】において、きこえない・きこえにくい子のサポートセンター「きき」に関する取組を追加する。 →項目タイトルの「聴覚障がい者相談事業の充実」は、「聴覚障がい児者への相談事業の充実」に変更。 ⇒【予定施策】にある「手話学習者等による見守り手話ボランティア」は、改正後の計画への掲載の是非、代替事業等について検討する。</p>
	<p>【イの項目の後段を別立て】 ウ 手話ボランティアに関する施策を新設 （相談事業と手話ボランティアをそれぞれ別にして項目立てする。）</p>
<p>ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進 教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、</p>	<p>⇒鳥取聾学校以外でも県内の教育機関と連携した手話</p>

<p>自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。</p> <p>また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。</p> <p>【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等</p>	<p>言語の普及、手話通訳者等の養成・確保等の施策を検討していく。</p>
<p>エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出</p> <p>ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。</p> <p>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。</p> <p>【実施施策】遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス）</p> <p>【予定施策】ろう者向けICT学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等</p>	<p>⇒ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本施策に掲げる取組を進める方向で内容を改正する。</p> <p>⇒ 【予定施策】にある「ろう者ICT学習会」を【実施施策】とする。</p> <p>⇒ 【予定施策】にある「手話学習者等による見守り手話ボランティア」は、改正後の計画への掲載の是非、代替事業等について検討する。</p>
<p>オ ろう者が働きやすい環境づくり</p> <p>聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</p> <p>【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業</p>	<p>⇒ 現行計画の取組を含め、電話リレーサービス等意思疎のための機材の普及等に向け、企業だけでなく、市町村にもPRしていくとともに、あいサポート運動のさらなる展開を図り、ろうの方々を含め、障がいのある方々が働きやすい環境作りを進めていく取組を検討していく。</p>
<p>カ とっとりの手話の文化的発展</p> <p>地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。</p> <p>【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</p>	<p>⇒ 所要の見直し、改正を検討する。</p>
<p>7 数値目標</p> <p>(現行計画の目標項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録手話通訳者数 ・手話通訳者設置事業人役 ・手話通訳者派遣件数(団体派遣) ・手話講座等受講者数 ・手話等で対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合 ・学校における手話の取組の実施率 	<p>⇒ これまでの実績を踏まえ、改正後の計画の目標の項目、目標値を検討していく。</p>